



発行 東京都

目次

106

規則

- 東京都公文書等の管理に関する条例施行規則……………（総務局総務部文書課）…
- 東京都公文書管理委員会規則……………（同）…
- 東京都公文書館条例施行規則……………（総務局公文書館）…

規則

東京都公文書等の管理に関する条例施行規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十一号

東京都公文書等の管理に関する条例施行規則

第一条 東京都公文書等の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号。以下「条例」という。）第二条第二項第三号の東京都規則で定める都の機関等は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都江戸東京博物館
- 二 東京都写真美術館
- 三 東京都立中央図書館
- 四 東京都現代美術館
- 五 警視庁広報センター

六 東京消防庁消防防災資料センター

七 東京都立大学図書館本館

第二条 条例第二条第二項第三号に規定する特別の管理とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- 一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- 二 当該資料の内容及び所在を明らかにする目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- 三 一般の利用に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 東京都公文書の管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第二十三号）附則第三項に規定する東京都規則で定めるものは、歴史公文書等（条例第二条第三項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- 一 東京都文書管理規則の一部を改正する規則（令和元年東京都規則第八十二号）附則第二項の規定により保存期間を三十年と定めたものとみなされた歴史公文書等であること。
- 二 この規則の施行の際、実施機関（条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。）の職員（東京都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）による作成又は取得後三十年を経過していない歴史公文書等であること。

東京都公文書管理委員会規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則七十二号

東京都公文書管理委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都公文書等の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号。以下「条例」という。）第三十八条第七項の規定により、東京都公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第二条 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた見識を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員長）

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第四条 委員会は、知事が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第五条 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

2 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第一項中「知事」とあり、及び同条第三項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

3 部会は、部会における所掌事項の審議のため必要があると認めるときは、知事に対し資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

4 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（庶務）

第六条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

（委任）

第七条 この規則で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間、第一条中「東京都公文書等の管理に関する条例」とあるのは、「東京都公文書の管理に関する条例」とする。

東京都公文書館条例施行規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都公文書館条例施行規則

（休館日）

第一条 東京都公文書館（以下「公文書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）

三 一月二日から同月四日まで

四 十二月二十八日から同月三十一日まで

五 毎月第三水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

六 年度の末日。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前日とする。

七 特別整理期間として一年のうち十日以内

（開館時間）

第二条 公文書館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請)

第三条 東京都公文書館条例(令和元年東京都条例第二十四号。以下「条例」とい  
う。)第四条第一項の規定により施設等(条例第二条第七号に規定する施設等をいう。  
以下同じ。)を使用しようとする者は、東京都公文書館施設等使用申請書(別記第一  
号様式。以下「使用申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の使用申請書の提出の期間は、使用月の前三月以内とする。ただし、知事が特  
に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第四条 施設等の使用の承認は、前条第一項の使用申請書を知事が受理した順序による。  
2 知事は、前条第一項の規定により申請のあった使用について承認をしたときは、東  
京都公文書館施設等使用承認書(別記第二号様式。以下「使用承認書」という。)を  
交付するものとする。

3 前項の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用  
の際に同項の規定により交付された使用承認書を係員に提示しなければならない。

(使用時間等)

第五条 施設等の使用時間は、別表第一に掲げる使用単位に対応する時間とする。

2 施設等の使用ができない日(以下「使用停止日」という。)は、第一条に規定する  
休館日に準ずるものとする。

3 知事は、事情により前二項に定める使用時間及び使用停止日を変更し、又は臨時に  
使用停止日を指定することができる。

(使用料の額)

第六条 条例第五条の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(使用料の後納の申請)

第七条 条例第五条ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、東京都公文  
書館施設等使用料後納申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用料の減額及び免除)

第八条 条例第六条の規定により使用料を減額することができる場合及びその減額の割  
合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

一 官公署が使用するとき(次号に掲げる場合を除く。)。五割

二 国又は区市町村の機関が歴史公文書等(東京都公文書等の管理に関する条例(平  
成二十九年東京都条例第三十九号)第二条第三項に規定する歴史公文書等をいう。  
以下同じ。)に関する調査研究又は歴史公文書等の利用の促進を目的とした行事に  
使用するとき。免除

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。知事が定め  
る割合

2 条例第六条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、東京都公文  
書館施設等使用料減免申請書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。  
(使用料の還付)

第九条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができ  
る場合は、条例第十条第四号又は第五号の規定により使用の承認を取り消し、使用を  
制限し、又は使用の停止を命じたため、施設等の全部又は一部を使用することができ  
なかつた場合とする。

2 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付を受けようとする者  
は、東京都公文書館施設等使用料還付申請書(別記第五号様式)を知事に提出しなけ  
ればならない。

(使用者の義務)

第十条 使用者は、全て公文書館の長の指示に従わなければならない。

(委任)

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年一月一  
日から施行する。

2 第三条の規定による申請その他の施設等の使用に関し必要な行為は、この規則の施  
行の日前においても行うことができる。

別表第一(第五条関係)

使用単位	時間
午前	午前九時から正午まで
午後	午後一時から午後五時まで
全日	午前九時から午後五時まで

別表第二(第六条関係)

施設	研修室	区分		使用単位	使用料
		分割しないで使用するとき。	分割して使用するとき。		
附帯設備	音響映像操作機器	研修室一	研修室二	全日	三、六〇〇円
				午後	四、八〇〇円
				午前	九、七〇〇円
				午後	二、一〇〇円
				午前	二、一〇〇円
		プロジェクト	一式一回	全日	三、九〇〇円
				午後	一、九〇〇円
				午前	一、四〇〇円
				午後	五、七〇〇円
				午前	二、八〇〇円

別記第一号様式(第3条関係)

東京都知事 殿

東京都公文書館施設等使用申請書

申請者 住所 氏名又は代表者名 電話番号 印

年 月 日

東京都公文書館の施設等を使用したいので、東京都公文書館条例第4条第1項の規定により、次のとおり使用の承認を申請します。

使用目的	催事名	参加予定人数	使用日	使用する施設又は附帯設備	使用単位	金額
	会場責任者(申請者と異なる場合に記入)					
合計金額						円

※ 施設等使用料の減額及び免除 (申請する 申請しない)

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第4条関係)

東京都公文書館施設等使用承認書

申請者  
住所  
団体名  
氏名又は代表者名

様

東京都公文書館条例施行規則第3条の規定により申請のあった東京都公文書館の施設等の使用について、東京都公文書館条例第4条第1項の規定により、次のとおり承認します。

年 月 日

東京都知事 印

使用目的	催事名	会場責任者 (申請者と異なる場合に記入)	使用する施設又は附帯設備	使用単位	金額	参加予定
						人数
				午前・午後・全日	円	
				午前・午後・全日	円	
				午前・午後・全日	円	
				午前・午後・全日	円	
				午前・午後・全日	円	
合計金額						円

※ 施設等使用料の減額及び免除申請の有無 ( 有 無 )

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき、東京都知事が定める教示の文を付すこと。

第3号様式(第7条関係)

東京都公文書館施設等使用料後納申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
氏名又は代表者名  
電話番号

印

東京都公文書館条例第5条ただし書の規定により、東京都公文書館の施設等の使用料を後納したので、次のとおり申請します。

申請理由	使用目的	催事名	使用日	使用単位	日数	金額
施設	研修室(全面)	研修室1	研修室2	午前・午後・全日	日	円
				午前・午後・全日	日	円
				午前・午後・全日	日	円
				午前・午後・全日	日	円
附帯設備	音響映像操作機器	プロジェクター	午前・午後・全日	日	円	
			午前・午後・全日	日	円	
計						円

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第8条関係)

東京都公文書館施設等使用料減免申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
氏名又は代表者名  
電話番号

印

東京都公文書館条例第6条の規定により、東京都公文書館の施設等の使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

申請理由				
使用目的				
催事名				
使用日				
区分	使用単位	日数	金額	
施設	研修室(全面)	午前・午後・全日	日	円
	研修室1	午前・午後・全日	日	円
	研修室2	午前・午後・全日	日	円
附帯設備	音響映像操作機器	午前・午後・全日	日	円
	プロジェクター	午前・午後・全日	日	円
計(A)				円

<東京都公文書館記載欄>

免除又は減額割合及び承認理由	減免額(B)	差引支払額(A)-(B)
免除・割減額 (東京都公文書館条例施行規則第8条第1項第号に該当)	円	円

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第9条関係)

東京都公文書館施設等使用料還付申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
氏名又は代表者名  
電話番号

印

東京都公文書館条例第7条ただし書の規定により、既納の東京都公文書館の施設等の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

使用承認番号・承認年月日	第 号	年 月 日	承認	
催事名				
使用日				
使用することができなくなった施設及び附帯設備	使用単位	日数	金額	
施設	研修室(全面)	午前・午後・全日	日	円
	研修室1	午前・午後・全日	日	円
	研修室2	午前・午後・全日	日	円
附帯設備	音響映像操作機器	午前・午後・全日	日	円
	プロジェクター	午前・午後・全日	日	円
計(A)				円
申請理由				
既納使用料			円	
還付請求額(A)			円	

(日本産業規格A列4番)

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一〇一(代)

発行  
郵便番号 163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

